

マージン率等の情報提供について

① 令和3年6月1日付け 派遣労働者数

1人

② 令和3年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和2年度(令和2年6月1日～令和3年5月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,000円(8時間 全業務平均)

④ 令和2年度(令和2年6月1日～令和3年5月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,000円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和2年度(令和2年6月1日～令和3年5月31日) マージン率

35.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージンは、派遣先からJ・Sリンク株式会社を支払われる派遣料金から、派遣社員に給与を支給した残りの額であり、これが派遣料金に占める割合をマージン率と言います。

マージンから支出される費用には、主に次のようなものがあります。

1. 法定福利費用
2. 派遣社員の年次有給休暇取得時の賃金
3. 派遣社員の教育訓練・キャリアアップ支援に係る費用
4. 事業運営費用

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()

当該労使協定の有効期間の終期 ()

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|-------------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| ビジネスマナー | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 機器操作訓練 | 派遣中 | OJT | 無償 | 有給 |
| CADオペレーター訓練 | 派遣中 | OJT | 無償 | 有給 |
| リーダーシップ訓練 | 入社3年目以降 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 専務取締役 栗原武 電話番号04-2937-4156

⑧ 福利厚生に関する事項

年次有給休暇、健康保険、厚生年金、雇用保険

事業所名 J・Sリンク株式会社
許可番号 派11-301150